



被災された方のための

<随時発行>

# 生活支援情報

第7号

平成23年5月13日

仙台市災害対策本部

## 避難所と区役所をつなぐ無料巡回バスを運行しています

○宮城野区および若林区の各避難所や、区役所、病院等を巡回する無料バスを運行します。

■期間＝6月3日(金)まで(土・日曜日、祝日も運行します)

■運行時間＝午前8時20分～午後6時頃(路線によって運行時間帯が異なります)

■運行経路

区	運行経路	本数等
宮城野区	岡田小学校⇔東北厚生年金病院⇔高砂市民センター⇔福室市民センター⇔田子市民センター⇔宮城野体育館⇔(※苦竹一丁目(東部市民センター)←)宮城野区役所	1日4往復 (約16km、片道45分)
若林区	若林体育館⇔七郷市民センター⇔サンピア仙台⇔蒲町小学校⇔N T T東日本東北病院⇔若林区役所⇔荒町市民センター⇔仙台市立病院	1日5往復 (約10km、片道40分)
	J A六郷/六郷中学校⇔六郷市民センター⇔上飯田一丁目⇔沖野三丁目⇔若林区役所⇔荒町市民センター⇔仙台市立病院	1日5往復 (約8km、片道30分)

※苦竹一丁目は、下り便(岡田小学校行き)のみ停車します。

■問い合わせ 公共交通推進課Tel.214-8352

## アルバムや写真、位牌等の展示・引き渡しを行っています

○津波被害地域で、市民の方や自衛隊、仙台市などが回収したアルバムや位牌などを、次のとおり展示し、所有者やそのご家族にお引き渡ししています。

■期間＝7月31日(日)まで(土・日曜日、祝日も行います)

■受付時間＝午前10時～午後5時

■展示場所等

回収場所	展示場所	アクセス	問い合わせ
宮城野区	東部市民センター 3階体育館 (宮城野区平成一丁目3-27)	市営バス「平成二丁目」下車、徒歩2分 宮城交通、避難所巡回バス「苦竹一丁目」下車、徒歩7分	宮城野区区民生活課 Tel.291-2111(代表)
若林区	若林区中央市民センター 別棟3階ホール (若林区保春院前丁3-1)	市営バス、避難所巡回バス「若林区役所前」下車、すぐ	若林区まちづくり推進課 Tel.282-1111(代表)

★貴重品の引き渡しに当たっては、身分証明書の写しをいただく場合がありますので、運転免許証等、ご本人であることが確認できるものをお持ちください。

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します  
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤルTel.214-3805にご連絡ください。

# 災害援護資金の貸付条件を変更(緩和)しました

○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行されたことに伴い、当初お知らせしていた貸付条件を緩和しました。緩和した条件は平成 23 年 3 月 11 日にさかのぼって適用されます（すでにお申し込みいただいた方にも適用されます）。

## ■貸付条件の変更点

項目	変更前	変更後
利率	年 3 %	・連帯保証人を立てる場合は無利子 ・連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5%
据置期間	3 年（市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、5 年）	6 年（市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、8 年）
償還期間	10 年	13 年
償還方法	年賦または半年賦 元利均等償還（繰上償還可）	年賦または半年賦 元利均等償還（繰上償還可）※変更なし
保証人	必須	任意
申込期間	平成 23 年 6 月 30 日まで	平成 30 年 3 月 31 日まで

■受付時間＝午前 9 時～午後 4 時 30 分（※5 月中は土・日曜日、祝日も開設します）

## ■受付窓口・問い合わせ

青葉区役所 2 階会議室	225-7211（代表）
宮城総合支所 2 階総務課	392-2111（代表）
宮城野区役所 6 階エレベーターホール前	291-2111（代表）
若林区役所 1 階ロビー	282-1111（代表）
六郷市民センター	
七郷市民センター	
太白区役所 2 階第 1 会議室	247-1111（代表）
泉区役所 東庁舎 2 階	372-3111（代表）
市役所本庁舎 8 階被災者支援相談窓口	214-3805

# 事業者の再取得に必要な許可申請手数料等を減免します

○被災した飲食店、理容所、美容所等の施設について、事業の円滑な再開を支援するため、許可等の再取得を余儀なくされた場合の各種申請等に係る手数料を減免します。

■対象＝次の手数料等で、平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 3 月 31 日に申請等を行うもの

手数料名	担当課・問い合わせ
介護保険法に基づく許可申請手数料	高齢企画課 Tel.214-8169
医療法に基づく許可申請手数料・検査手数料/臨床検査技師等に関する法律に基づく申請手数料/毒物及び劇物取締法に基づく申請手数料/薬事法に基づく申請手数料	保健医療課 Tel.214-8052
食品衛生取締条例に基づく登録等手数料/動物の愛護及び管理に関する法律に基づく申請手数料/クリーニング業法に基づく検査手数料/食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請手数料/温泉利用許可申請手数料/食品衛生法に基づく営業許可申請手数料/化製場等許可申請手数料/理容所検査手数料/美容所検査手数料/興行場営業許可申請手数料/旅館業許可等申請手数料/浴場業許可申請手数料	生活衛生課 Tel.214-8205～6

★すでに納付された手数料等は還付します。